

## さいたま市監査委員告示第10号

さいたま市長から、別添のとおり平成30年度、令和2年度及び令和3年度の包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により告示する。

令和5年3月29日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	洪	谷	佳	孝

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和5年3月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
令和2年度	清掃事業に関する事務の執行について	指摘事項	市長	14	14	0	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	14	14	0	0
		意見	市長	46	44	2	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	46	44	2	0

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P52	意見	廃棄物収集運搬業務の入札について	<p>平成30年度（令和元年度の業務委託分）よりさいたま市では業務委託の公平公正性の観点から契約方法の見直しを進めており、順次競争入札を導入して適正化を図っているところである。しかし現状、廃棄物収集運搬業務に関する契約においては、競争入札の形式をとっていながら最終的には一者応札となっていることが多く、競争入札制度導入による契約業者の変更事例も少ないことから、当該制度導入による業務委託契約適正化促進の実効性があるとはいえない状況である。</p> <p>廃棄物収集運搬業務は、市民の生活環境の保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、収集場所や道路事情、地域性を熟知していること、また、広範なエリアの収集運搬業務を行うための車両及び人員等を有し、安定的な業務の供給、確実な業務の遂行が可能であることが契約上必要であることから、参入障壁が比較的高く対象業者も限られ競争入札による契約が容易でないことは理解できる。一方で、限りある市の財源を用いる契約であることから、業者間での競争原理がはたらき契約がより公平公正で適正なものになるよう工夫を行うことを検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	平成30年度から長期継続（8年間）による競争入札を順次導入しており、さらに次期契約更新時では、業務に支障が生じない範囲で、特定地区における契約実績などの「入札参加資格条件」を見直すこととした。
P53	意見	廃棄物収集運搬業務の入札について	<p>さいたま市では業務委託の公平公正性の観点から契約方法の見直しを進めており、順次競争入札を導入して適正化を図っているところであるが、現在の状況では、入札業者の提出した見積額と市の設定した予定価格との乖離要因が把握できず、次回競争入札実施時の予定価格設定の精緻化や改善ができず、またあるべき契約額の把握も難しい状況である。</p> <p>競争入札時に設定される予定価格が適正でなければ公平公正な競争入札にはならず、また諸般の理由により入札不調となり随意契約となる場合であっても、あるべき契約額の把握が出来ていなければ、上記の競争入札を導入した趣旨である、契約の適正化を達成することができないこととなる。</p> <p>契約の適正化のため、あるべき予定価格の積算や予算の精緻化、契約金額の妥当性検討は必要である。そのため、契約金額内訳書の項目を業者間で統一するとともに、予定価格積算時の資料とも整合するようにし、予定価格や契約額の適正性の検証が可能となるような仕組みを構築することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年度契約分から契約金額内訳書の項目を統一した。 令和4年3月末までに、契約ごとにおける経費の差異を確認し、予定価格や契約額の適正性の検証を行うこととした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P55	意見	委託業者間の比較検討の必要性	<p>可燃物、不燃物及び資源物共に、各委託先により世帯数当たりの委託契約額に相当程度のばらつきが認められ、特に資源物については委託先により大きく隔たりがある状況である。この点、市の説明によれば、委託先が担当する地域の実情（ごみの集積所数、エリアの面積に応じた走行距離、道路交通状況や幅員等の道路事情等）に応じて、収集業務の困難性が異なるため、世帯当たりの単価が異なることは当然であり、一律に比較することは困難であるとの回答を得た。</p> <p>市の回答にも一定の理解を示すことはできるものの、上述したとおり8年に一度の入札としている実態に照らし、「① 廃棄物収集運搬業務の入札について」の現状の問題点に記載した実質的な競争原理の導入が困難である場合には、適正な予定価格の積算と随意契約額の妥当性をより精緻に検証する必要がある。委託者間の比較分析を実施するに際しては、予定価格の積算根拠の比較に加えて、各種指標当たりの契約額を比較することも有効であると考え。</p> <p>なお、上表では世帯当たりを指標として分析を行ったが、以下の指標なども分析対象とすることを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有車両台数当たりの委託契約額</li> <li>走行距離当たりの委託契約額</li> <li>集積所数当たりの委託契約額</li> <li>保有車両台数あたりの集積所数（又は収集量）</li> <li>人員数あたりの集積所数（又は収集量）</li> <li>契約額に占める人件費、車両費、経費等の費用項目別の割合</li> </ul>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、委託業者間の比較を行う分析指標を増やし、また、収集エリアにおける「地域の実情」も客観的な指標を作ることで、令和4年3月末までに、適正な予定価格の積算と契約額の妥当性を検証することとした。
P56	意見	ライフサイクルコストを考慮した委託先の選定	<p>担当課の説明によれば、各施設は各メーカーの仕様により設計施工されているため、その後の運転管理も施工業者又は施工業者の関連会社しか十分なノウハウを持っていないため、安定的に運転管理業務を委託し、また、不良等が発生した場合に迅速な対応ができる先を委託先としている。とはいえ、競争性を排除することは地方自治法の趣旨に反することから、3年毎に一般競争入札を行っているが、結果的に1者応札となり、引き続き同じ会社が委託先となっている。との説明を受けた。</p> <p>しかしながら、特定業者しかノウハウを持っていない施設の採用はその後その業者への依存を余儀なくされることを意味し、特定業者への依存により運転管理業務や保守修繕業務における価格競争が実質的に期待できないために、後々コストの増大をもたらす可能性がある。</p> <p>従って、これらの施設の導入に際しては、企画段階において、設計、施工、設置に係るイニシャルコストのみならず、後続の業務（運転管理業務や保守修繕業務）におけるランニングコストを含むライフサイクルコストを考慮した業者選定を行うべきであった。</p> <p>なお、この点、桜環境センターはDBO（Design Build and Operate）方式により委託先を選定していること。令和7年度に運転開始予定のサマーエネルギーセンターにおいても、DBO方式による委託先の選定を既に行っており、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われており、実質的な改善が図られている状況である。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、クリーンセンター大崎の基幹的設備改良工事後（令和7年2月）、ライフサイクルコストを考慮した一部包括委託の導入検討を行うこととした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P57	意見	計量データと委託先の実績報告の整合性の確認不足	<p>担当課に、市の蓄積した実績データと委託先の実績報告の照合を行っているかを質問したところ、現状照合を行っていないとのことであった。本来、市のデータと委託先からの報告は当然に一致するはずである。なぜなら、委託先は、計量所で市より受領する実績データを基に実績報告書を作成すると考えられるからである。</p> <p>仮に両者の数値に差異があったとしても、委託料は収集量によってではなく、委託先がごみの収集に係る人件費や車両費等のコストを基に積算されていることから、委託金額に影響を及ぼすことはない。しかしながら、市として当該データを統計データとして活用し、一般にも公表していることを踏まえれば、データの正確性には万全を期す必要がある。</p> <p>監査人がサンプルで2つの業者について不燃物の収集量につき市のデータと委託先の実績報告を照合したところ、委託先①は一致していない月もあったが、委託先②は全月一致していた。本監査の中で当該差異の原因まで特定するには至らなかったものの、違算が生じるケースもあることが実証された。</p> <p>市のデータは計量システムのデータに手を加えることなく集計された結果であるため、委託先の集計ミス等が原因と推定できるが、今後、市のデータと委託先の実績報告を定期的に照合し、委託先のデータの正確性を担保するとともに、違算がある場合は当該違算の原因を追究し、必要に応じ委託先を指導するなどの措置が必要であると考えられる。</p> <p>加えて、「②委託業者間の比較検討の必要性」に記述の委託先ごとの指標分析を行うに際し、入手した実績報告の情報を十分に活用することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、市のデータと事業者による実績報告の照合により正確性を担保し、違算がある場合は事業者へ確認し、誤りがある場合は指導を行っている。 また、実績報告書の情報を委託業者間の比較検討する際の指標とし、適正な予定価格の積算や契約額の妥当性の検証に活用する。
P59	意見	桜環境センターの委託契約内容について	<p>対価の算定方法に記載のとおり、基準利用者数17万人を超える利用者数であった場合に、その超える利用者数に一人当たりの利用料収入を乗じた額をインセンティブとして支払う契約となっている。桜環境センターが稼働開始した平成27年度以降の利用者の推移は毎年30万人を超える利用実績となっている。当初の需要予測に基づき基準利用者数を17万人と設定しているが、倍近くの利用者数が毎年継続している実態からは、インセンティブというよりは当然に得られる対価の色合いが濃くなっているのではないかと思料する。</p> <p>当初の需要予測の精度を高める必要があったことに加えて、15年長期にわたり固定した基準利用者数とするのではなく、利用者の実績に応じて弾力的に基準利用者数を改訂できるようにするなどの条件とすべきであったと考える。</p> <p>この基準利用者数を含むインセンティブフィーの算定方法は15年の契約期間の間で改定の検討を要する項目に含まれていないため、契約期間内に改定することはできないとのことであるが、次回の契約更新時や利用者数の実態に応じて、受託者のモチベーションの一つとなる目標値であるとともに、市の負担であることを考慮した算定方法とすることが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、次回の契約更新時（令和12年4月）に実態に応じたインセンティブフィーとなるよう契約変更することとした。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、運営方針の大幅な変更がある場合には、今後、検討することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P61	意見	文書管理について	添付資料が正しく綴じこまれなかった書類については、契約履行確認検査評定伺に添付している業務委託部分検査調書等の取り違えにより発生している。契約規則で定められている関係資料の添付については事後検証を行うことができるよう適切に綴じたうえで回付を行う必要がある。	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年2月1日に新たなチェックシートを作成し確認作業の徹底を図ることとした。
P61	意見	文書管理について	検査員欄への押印漏れについては、証跡が残っていない状況にあるが、手作業による漏れとのことであり、実質的には内容の確認は行っているとの回答があった。しかしながら押印すべき箇所に押印がされていないことは、事後的には適切に業務が行われたと把握できない。そのため、押印について徹底する必要がある。 なお、この点については、昨今の潮流である押印の省力化を検討するに際しては、押印自体の要否や押印不要とする場合の確認方法についても併せて検討することが望まれる。	財政局 契約管理部 調達課		済 (令和4年9月)	意見について、内部職員に関する押印のルールを踏まえ、令和4年4月1日に検査員欄への押印を廃止しており、措置済みである。
P61	意見	文書管理について	検査員欄への押印漏れについては、証跡が残っていない状況にあるが、手作業による漏れとのことであり、実質的には内容の確認は行っているとの回答があった。しかしながら押印すべき箇所に押印がされていないことは、事後的には適切に業務が行われたと把握できない。そのため、押印について徹底する必要がある。 なお、この点については、昨今の潮流である押印の省力化を検討するに際しては、押印自体の要否や押印不要とする場合の確認方法についても併せて検討することが望まれる。	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年3月1日に新たなチェックシートを作成し押印の徹底を図ることとした。
P62	意見	委託先選定時の考慮事項について	委託先の選定にあたり作成する、支出負担行為伺書（工事委託等・執行伺）に添付される見積提出者選定案の選考理由及び特記すべき事項の欄において、「業者は、当該業務に必要な人材、機材を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける」ことを理由としている。選考理由のなかで財政的基礎についてのコメントが行われていない。なお、別の伺書の提出のなかで、財務諸表を添付しているとの回答はあったものの、本支出負担行為伺書において記載されていないことから、今後は財政的基礎についても選考理由において記載する必要がある。 また、財政的基礎についての検証にあたり、担当者において、貸借対照表の資本金の額や純資産がマイナスとなっていないか等の確認のみにとどまっているとの回答があり、財務諸表を俯瞰したうえでの判断ができていないように見受けられる。このように、属人的な検証となってしまうことから、評価項目を明確にし、過年度からの推移分析や比率分析等を含めたより適切な検証ができるよう工夫する必要がある。	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、財政的基礎の検証にあたり、貸借対照表や損益計算書の財務諸表の数字に基づいて、令和4年3月末までに、会社の収益性・安全性等を分析し、業者間の比較検証を行い、選考することとする。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P63	意見	西部環境センターの灰溶融メタルの保管方法について	<p>灰溶融メタルの一袋あたり買取り価格が約4万円であることから、保管されていた袋数より単純計算すると約150万円相当の財産が積み上げ保管されている状況であった。灰溶融メタル保存袋は一つ一つが大きく容易に持ち運べるものではないことや西部環境センターが24時間稼働していることから、通常に比して盗難は容易ではないと考えられること、また、業者による買取り作業の便宜上や、灰溶融メタルは屋外保管による品質劣化もないことから、搬入経路に近くかつ広い場所での保管自体はやむを得ない状況と考えられる。</p> <p>しかしごみ搬入のため大きな荷台のある車が往来する場所であることや出入り口に近いことから、センターの出入り口付近のごみ搬入経路脇に積み上げ保管されている状況は、150万円相当の財産に盗難のリスクが一定程度ある状況である。灰溶融メタルの買取り依頼は、保管量が一定程度になる都度、契約業者に連絡をし回収依頼をする方針としており、1度に8～10袋ずつが回収されるとのことであるため、盗難のリスクにさらされない屋内等の場所での保管が困難である場合には、滞積量が常に少なくなるよう回収依頼を計画的に行うことが望まれる。</p>	環境局 施設部 西部環境センター		済 (令和3年9月)	<p>指摘当時は、輸送効率の観点から、灰溶融メタルを一定量堆積した後、搬出を行っていたため、屋内等の場所での保管は困難であった。令和2年9月から意見に基づき、盗難のリスクを考慮し、保管滞積量を少なくするために回収頻度を高めることとした。</p> <p>なお、令和3年3月をもって溶融施設を停止したことから、現在は灰溶融メタルの排出は行っていない。</p>
P64	指摘	クリーンセンター大崎の備品保管状況について	<p>最新の備品情報を示す備品票への張り付け漏れや誤りが2件発生している。05-0021については別の備品番号の備品票が誤って貼付されている。また、05-0069については備品票の更新については変更がなければ新たに張り付けしない方針であり、前回3月末日に実施の備品調査の際に変更がないものと誤って判断したことから備品票の更新が漏れていた。備品は1年限りで費消される費用とは異なり、除売却されるまで長期に利用されるものであるために備品管理台帳にて管理を行う必要があり、台帳と実物に張り付けされている備品票を整合させる必要がある。</p> <p>なお、外部監査での現場往査後、直ちに備品票の更新などの対応がされていることを確認している。</p>	環境局 施設部 クリーンセンター大崎		済 (令和3年9月)	<p>指摘事項に基づき、令和2年9月に全ての備品について、備品台帳と突合を行い、貼付誤りや貼付漏れを確認し、正しい備品票が貼付されていることを確認した。</p>
P64	指摘	クリーンセンター大崎の備品保管状況について	<p>最新の備品情報を示す備品票への張り付け漏れや誤りが2件発生している。05-0021については別の備品番号の備品票が誤って貼付されている。また、05-0069については備品票の更新については変更がなければ新たに張り付けしない方針であり、前回3月末日に実施の備品調査の際に変更がないものと誤って判断したことから備品票の更新が漏れていた。備品は1年限りで費消される費用とは異なり、除売却されるまで長期に利用されるものであるために備品管理台帳にて管理を行う必要があり、台帳と実物に張り付けされている備品票を整合させる必要がある。</p> <p>なお、外部監査での現場往査後、直ちに備品票の更新などの対応がされていることを確認している。</p>	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	<p>指摘事項に関しては、令和3年3月5日に備品現状調査の実施を全庁に通知した。</p> <p>また、令和3年5月28日に物品管理の徹底について全庁に通知し、注意喚起を行った。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P65	指摘	東部環境センターの市所有の物品とその他の物品との明確な区分管理について	冷蔵庫については、元々は親睦会などで購入し、その一部を薬品保管場所として利用しているとのことであり、そのため、薬品だけでなく、別の扉内には職員の飲食物も保管されていた。本来業務に必要な備品は市において調達すべきであり、公有財産以外の財産を業務へ利用した場合、薬品の液漏れなどの問題が発生した時や処分時の費用負担などの取扱いが不明確になってしまうおそれがある。そのため、職員で取得したものの不要になった備品を市の財産として使用することとする場合には適切な手続きを踏んだうえで市へ所管を移し、公用での使用のみとすることで、責任の所在を明確にし、公用と私用が併用されることは避けることが望まれる。 また親睦会などで備品を購入し施設内に設置した場合、後日に所有権の所在が不明瞭となり、処分時の費用負担などの取扱いが問題となってしまうおそれがある。そのため、私用の物品については設置時に市所有の物品とは異なる資産シールを貼るなどすることで、市の管理外物品であることを明確にした上で管理することが望まれる。	環境局 施設部 東部環境センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月に専用薬品保冷庫を購入した後、市の備品とその他物品にそれぞれ備品票及び専用シールを貼付し、台帳で明確に区分管理を行うこととした。
P66	指摘	桜環境センターの物品管理について	現物確認の結果、1件の備品票の貼付漏れが発見された。さいたま市物品会計規則第16条2項より、備品に備品票を貼付する管理が規定されているが、この管理が十分に実施されていない状況にあり、今後の備品管理の徹底が求められる。	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月に全ての備品について、備品台帳と突合を行い、貼付誤りや貼付漏れを確認し、正しい備品票が貼付されていることを確認した。今後は、さいたま市物品会計規則に基づき、備品管理を適切に行うため、半年に1度の確認作業を行うこととした。
P66	指摘	桜環境センターの物品管理について	現物確認の結果、1件の備品票の貼付漏れが発見された。さいたま市物品会計規則第16条2項より、備品に備品票を貼付する管理が規定されているが、この管理が十分に実施されていない状況にあり、今後の備品管理の徹底が求められる。	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	指摘事項に関しては、令和3年3月5日に備品現状調査の実施を全庁に通知した。 また、令和3年5月28日に物品管理の徹底について全庁に通知し、注意喚起を行った。
P66	意見	東部環境センターの金庫管理について	金庫は開錠にあたり、鍵及び暗証番号が必要となるが、5年間暗証番号の変更は行われていない。金庫内の重要物品を管理するとの趣旨を踏まえ、定期的に暗証番号を変更し、その開錠制限について、より実効性の高いものとする必要がある。	環境局 施設部 東部環境センター		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和2年9月に暗証番号の変更を行い、今後は、定期的に暗証番号を変更することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P66	意見	東部環境センターの金庫管理について	<p>東部環境同センターでは市民が持ち込む廃棄物について、その重量に応じて現金を徴収している。その徴収にあたり、釣銭として日額15万円（令和2年度現在）保管するとともに、週に2回から3回にわたり、職員2名が近隣金融機関に両替に行っている。</p> <p>当該釣銭残高は、令和2年度より、サーマルエネルギーセンター整備事業に伴う受入ごみ縮小のため、従来の20万円から15万円に減額されている等、定期的に釣銭としての残高水準の見直しが行われている。また、釣銭事務を主管する出納課によれば、令和元年度に一定の釣銭残高を保有する部署に対し、その必要額の妥当性を精査したとの回答を得る等、全庁的に適正残高の見直しも行われているところである。</p> <p>今後も市民から収受する金銭の水準に合わせ、必要十分な釣銭残高水準を定期的に見直していくことが望まれる。なお、出納事務には現金減失等のリスクと、それに対応したより慎重な管理が求められている点を踏まえれば、今後の業務デジタル化の進捗を見据え、電子マネー等のキャッシュレス化へ対応していくことも望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和4年3月)	<p>意見に関しては、令和3年度以降もつり銭残高の見直しを実施していく。</p> <p>また、公金収納時のキャッシュレス化については、市民の利便性向上や現金取扱時におけるリスクの軽減を図ることができることから、現在実施している施設の運用状況を踏まえ、令和3年8月に策定した「DX推進に向けた当面の重点事項」の中で、令和5年度までに個人の利用者の多い60施設への導入を目指すこととした。</p>
P66	意見	東部環境センターの金庫管理について	<p>東部環境同センターでは市民が持ち込む廃棄物について、その重量に応じて現金を徴収している。その徴収にあたり、釣銭として日額15万円（令和2年度現在）保管するとともに、週に2回から3回にわたり、職員2名が近隣金融機関に両替に行っている。</p> <p>当該釣銭残高は、令和2年度より、サーマルエネルギーセンター整備事業に伴う受入ごみ縮小のため、従来の20万円から15万円に減額されている等、定期的に釣銭としての残高水準の見直しが行われている。また、釣銭事務を主管する出納課によれば、令和元年度に一定の釣銭残高を保有する部署に対し、その必要額の妥当性を精査したとの回答を得る等、全庁的に適正残高の見直しも行われているところである。</p> <p>今後も市民から収受する金銭の水準に合わせ、必要十分な釣銭残高水準を定期的に見直していくことが望まれる。なお、出納事務には現金減失等のリスクと、それに対応したより慎重な管理が求められている点を踏まえれば、今後の業務デジタル化の進捗を見据え、電子マネー等のキャッシュレス化へ対応していくことも望まれる。</p>	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	<p>意見に関しては、令和3年度以降もつり銭残高の見直しを実施していく。</p> <p>また、公金収納時のキャッシュレス化については、市民の利便性向上や現金取扱時におけるリスクの軽減を図ることができることから、現在実施している施設の運用状況を踏まえ、令和3年8月に策定した「DX推進に向けた当面の重点事項」の中で、令和5年度までに個人の利用者の多い60施設への導入を目指すこととした。</p>
P67	意見	クリーンセンター大崎の金庫管理について	<p>クリーンセンター大崎内保管の金庫の保管状況を視察したところ、ダイヤル式の暗証番号が設定できる金庫ではあるものの、ダイヤル部分がゴムテープで固定されており、実質的に鍵のみの管理となっていた。</p> <p>金庫内の重要物品を管理するとの趣旨を踏まえると、鍵のみではなくダイヤルも利用した複数の開錠制限を設ける必要性は高いと考えられる。そのような中、金庫が備えている機能をゴムテープで固定化せず、開錠の都度ダイヤルも利用するなど、より実効性の高いものとする必要がある。</p> <p>なお、東部環境センター同様、一度設定したダイヤルも定期的に見直すことが必要である点に留意されたい。</p>	環境局 施設部 クリーンセンター大崎		済 (令和3年9月)	<p>意見に基づき、令和2年9月にダイヤル式の暗証番号を設定し、金庫の開錠・施錠方法を従来の鍵と併用して使用することとした。</p> <p>また、暗証番号については、定期的に変更することとした。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P67	指摘	クリーンセンター大崎におけるマスターキー管理について	施設を運営する都合上、センターのマスターキーを平成8年の開所以来、川重エンジニアリング株式会社に貸与している。しかし、預かり証等、貸与にかかわる証憑を入手しておらず、また定期的に現物確認を行っていない。 施設運営の都合上、貸与すること自体を否定するものではないが、貸与にあたり借用書等の証憑を整備し、貸与の事実及び管理の責任関係、キーの複製等の取扱いを予め明らかにすることは当然に必要である。また当該書面の入手のみならず、貸与する者の責任として、適切な保管・管理がなされているか定期的に確認することも必要である。	環境局 施設部 クリーンセンター大崎		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月に貸与状況の確認を行うとともに、定期的に現物及び管理状況を確認することとした。また、令和3年度委託契約書に貸与に関する条項を追加した。
P67	意見	大崎清掃事務所における予備タイヤの管理の概要	予備タイヤの管理方法について質問をしたところ、現物を保管するが、消耗品費として購入したため管理簿等は整備していないとの回答を得た。タイヤが消耗品である点については、違和感はないところであるが、1セットあたり数万円～10万円程度と相応に高価なものである点や長期間保有すると劣化等も生じる点からは、たとえ消耗品費で購入したとしても管理簿を整理し、より詳細な管理を行うべきと考える。	環境局 資源循環推進部 大崎清掃事務所		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和2年10月に現在保有している予備タイヤの管理簿を整理し管理を行うこととした。
P67	意見	大崎清掃事務所における予備タイヤの管理の概要	予備タイヤの管理方法について質問をしたところ、現物を保管するが、消耗品費として購入したため管理簿等は整備していないとの回答を得た。タイヤが消耗品である点については、違和感はないところであるが、1セットあたり数万円～10万円程度と相応に高価なものである点や長期間保有すると劣化等も生じる点からは、たとえ消耗品費で購入したとしても管理簿を整理し、より詳細な管理を行うべきと考える。	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年5月28日に物品管理の徹底について全庁に通知し、注意喚起を行った。
P68	意見	大崎清掃事務所における予備タイヤの管理の概要	予備タイヤの保管は大崎清掃事務所特有であり、東清掃事務所や西清掃事務所では行っていない。これは、予備タイヤはすべてオールシーズンタイヤであり、大崎清掃事務所では、夏冬の通常タイヤとスタッドレスタイヤの履き替えに要する労力と、オールシーズンタイヤをまとめて安価に購入し通年履くことによるコストを比較考量し、後者を選択し現在に至っていることであった。 この判断自体を否定するものではないが、東清掃事務所や西清掃事務所での運用とは異なることから、上述したメリットとデメリットに加えて、【現状の問題点（意見14）】に記載した詳細管理の視点を踏まえても、なお現状の運用方法とすべきか否かを検討することが望まれる。 また、大崎清掃事務所の運用方法の東清掃事務所や西清掃事務所への横展開の可否についても併せて検討することが望まれる。	環境局 資源循環推進部 大崎清掃事務所		済 (令和3年9月)	予備タイヤの運用方法を検討した結果、将来的に市内の清掃事務所での運用の統一化を図るため、令和2年10月に大崎清掃事務所の予備タイヤの運用を西・東清掃事務所に合わせることとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P70	指摘	西部環境センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	毒劇物の保管棚の鍵は事務所のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が上記の運用で保管されている状況では、事務所内に入室のできる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。 『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。 毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。	環境局 施設部 西部環境センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から鍵を使用する際には、毒物劇物管理責任者の許可を得て持ち出す方法に変更し、併せて持出日時を記録をすることとした。 また、毒劇物保管棚の鍵についても、令和2年9月から金庫に保管し、管理することとした。
P70	指摘	西部環境センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	毒劇物を含む薬品について、3か月ごとの実際量の計量と管理簿記録との照合による実地確認を実施しているが、当該実地確認は毒物劇物管理担当者が1人で実施しており、別の担当者による確認は、実施結果資料の閲覧のみという方法がとられている。 このような方法においては、実地確認者による計量や照合において誤りが出た場合や、実地確認者が毒劇物を含む薬品を盗難し管理簿を改ざんした場合に、当該誤りや改ざんを発見することが困難となる。 毒劇物の適正管理や盗難・紛失の早期発見等の観点より、実地確認は2名1組で実施することが望まれる。	環境局 施設部 西部環境センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から実地確認は2名1組で行うこととし、所属内に周知徹底をした。
P71	指摘	大宮南部浄化センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	毒劇物の保管棚の鍵は執務室のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が、事務所内に入室のできる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。 『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。 毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。	環境局 施設部 大宮南部浄化センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から鍵を使用する際には、毒物劇物管理責任者の許可を得て持ち出す方法に変更し、併せて持出日時を記録をすることとした。 また、毒劇物保管棚の鍵についても、令和2年9月から金庫に保管し、管理することとした。
P71	指摘	大宮南部浄化センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	毒劇物を含む薬品について、3か月ごとの実際量の計量と管理簿記録との照合による実地確認を実施しているが、当該実地確認は毒物劇物管理担当者が1人で実施しており、別の担当者による確認は、実施結果資料の閲覧のみという方法がとられている。 このような方法においては、実地確認者による計量や照合において誤りが出た場合や、実地確認者が毒劇物を含む薬品を盗難し管理簿を改ざんした場合に、当該誤りや改ざんを発見することが困難となる。 毒劇物の適正管理や盗難・紛失の早期発見等の観点より、実地確認は2名1組で実施することが望まれる。	環境局 施設部 大宮南部浄化センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から実地確認は2名1組で行うこととし、所属内に周知徹底を行った。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P72	指摘	クリーンセンター西堀の薬品管理について	現物確認の結果、既不使用していない薬品についての廃棄が行われず、なかには10年以上保管されている薬品があった。 不使用となった薬品は、有料で産業廃棄物として廃棄処理が必要となるが、予算の関係上、廃棄されないまま保管されている状況にある。 不使用薬品の中には劇物薬品もあり、紛失や誤使用等のリスク、保管コストを鑑みて、早急な廃棄処分を実施すべきである。	環境局 施設部 クリーンセンター西堀		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から使用していない薬品については、速やかに適正廃棄し、定期的に保管状況を確認することとした。
P72	指摘	クリーンセンター西堀の薬品管理について	毒劇物の保管棚の鍵は執務室のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が、事務所内に入室のできる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。 『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。 毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。	環境局 施設部 クリーンセンター西堀		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から鍵を使用する際には、毒物劇物管理責任者の許可を得て持ち出す方法に変更し、併せて持出日時を記録をすることとした。 また、毒劇物保管棚の鍵についても、令和2年9月から金庫に保管し、管理することとした。
P73	指摘	東部環境センターの薬品保管について	管理簿を査閲したところ、管理簿が鉛筆書きであった。また、すでに廃棄済みの劇物についても残量が記録されていた。正確な残量を把握・記録するとの趣旨からは、容易に修正できない方法によることが必要であり、鉛筆による記録は文書管理方法として不適切である。ボールペン等を利用した記録が必要である。 また、廃棄済みの劇物については、現物の移動に合わせて管理簿上の残量を修正するとともに、締め切り線を引く等 タイムリー且つ明瞭に記載することが必要である。	総務局 総務部 総務課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年6月2日に全庁に対し、公文書への記載方法について電子メール及び全庁掲示板にて通知を行った。
P73	指摘	東部環境センターの薬品保管について	管理簿を査閲したところ、管理簿が鉛筆書きであった。また、すでに廃棄済みの劇物についても残量が記録されていた。正確な残量を把握・記録するとの趣旨からは、容易に修正できない方法によることが必要であり、鉛筆による記録は文書管理方法として不適切である。ボールペン等を利用した記録が必要である。 また、廃棄済みの劇物については、現物の移動に合わせて管理簿上の残量を修正するとともに、締め切り線を引く等 タイムリー且つ明瞭に記載することが必要である。	環境局 施設部 東部環境センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月から管理簿の記入については、鉛筆での記入を禁止し、ボールペンで記入することとした。 また、廃棄済みの劇物についても残量の確認及び修正を行い、締め切り線を引くこととした。
P73	指摘	東部環境センターの薬品保管について	Belzona1311について開封済み薬品の残量がある中、他瓶が開封されている状況にあった。東部環境センターでは薬品ごとに使用記録簿を作成しているが、当該薬品について使用記録を確認したところ、1660.4の使用記録はあるものの、もう1方の1717.6については使用記録が残っていなかった。 毒物・劇物の管理との点からは、その使用状況及び定期的な計量の結果は網羅的に記録・保管することが必要である。	環境局 施設部 東部環境センター		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和2年9月に薬品管理簿の記載内容を確認し、正確な記載内容に修正するとともに、記載内容を定期的に確認することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P74	意見	環境センターの不適物廃棄・不適切事業者に対する水際対策について	不適切な持ち込みの情報については、各センターで個別に作成されるに留まっており、市全体で作成・共有される状態とはなっていない。新たな情報は連絡票にて共有がなされているものの、当該情報が適切に反映されていない場合には、各センターの対応内容に齟齬が生じる可能性がある。各センターで個々に情報を作成・管理するのではなく、市全体をカバーする統一のリストを作成する事が作業効率も良く、またリストの網羅性も高まることから、統一のリストを作成することが望まれる。	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和4年度の計量システム改修（令和4年4月）にあわせ、統一リストを作成することとした。
P74	意見	大崎清掃事務所における給油発注事務について	大崎清掃事務所では、レシートと請求書の照合という事後的な関与にとどまっている状況であるが、他清掃事務所では給油発注システムを利用し、運転手が給油を希望する場合は、事前に管理部門に依頼を行い、管理部門では給油発注システムで発注情報を入力し、当該システムから出力された半券を持って給油所に行っている。管理部門ではシステムに登録したデータ、レシート、請求書の3つを照合する事務を行っていた。 大崎清掃事務所において給油発注システムを利用しない理由を質問したところ、運転手から緊急で給油したいとの要望が出る可能性を踏まえた従前からの管理手法であり、給油発注システムの利用に至らなかったとの回答を得た。 上述のような効果も期待できる場所、従前の慣習を理由に、利用可能なシステムを用いないとの点に合理性を見出すことは難しい状況とも言える。大崎清掃事務所においても給油発注システムを利用し発注段階における管理部門の関与を行うことが必要である。	環境局 資源循環推進部 大崎清掃事務所		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年度から管理部門での照合を行い、令和4年度に給油発注システムを統一することとした。
P77	指摘	固定資産台帳の記載内容について	資産名称が、塵芥車等と資産の内容が明記されているものもあれば、車両のナンバーを資産名称として登録しているものもあった。 塵芥車の購入価格は概ね100万円前後であり、取得価額を見れば概ね塵芥車であることが判別できるものの、塵芥車の名称を付さずナンバーだけの登録であればどういった種類の車両かを一目で把握することができない。一方車両ナンバーは当該車両固有の識別番号であり、当該情報が記載されていることは有用である。 また、さいたま市では、固定資産の資産名称は、備品台帳の品名を用いることになっており、備品台帳マニュアルでは、品名は、どのような物品かわかるようにできるだけ具体的な名称とるように記載されている。特に、塵芥車については、「塵芥車（大宮〇〇さ1234）」と例示もされている。 以上を踏まえ、塵芥車及びその他の車両を固定資産台帳に登録するに際しては、車両の種類と車両ナンバーの両方を資産名称に記載することが望まれる。	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和3年3月2日に記載内容の修正を行った。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P77	指摘	固定資産台帳の 記載内容について	<p>資産名称が、塵芥車等と資産の内容が明記されているものもあれば、車両のナンバーを資産名称として登録しているものもあった。 塵芥車の購入価格は概ね10百万円前後であり、取得価額を見れば概ね塵芥車であることが判別できるものの、塵芥車の名称を付さずナンバーだけの登録であればどういった種類の車両かを一目で把握することができない。一方車両ナンバーは当該車両固有の識別番号であり、当該情報が記載されていることは有用である。</p> <p>また、さいたま市では、固定資産の資産名称は、備品台帳の品名を用いることになっており、備品台帳マニュアルでは、品名は、どのような物品かわかるようにできるだけ具体的な名称とするように記載されている。特に、塵芥車については、「塵芥車（大宮〇〇さ1234）」と例示もされている。</p> <p>以上を踏まえ、塵芥車及びその他の車両を固定資産台帳に登録するに際しては、車両の種類と車両ナンバーの両方を資産名称に記載することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 西清掃事務所		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和3年1月19日に記載内容の修正を行った。
P77	指摘	固定資産台帳の 記載内容について	<p>資産名称が、塵芥車等と資産の内容が明記されているものもあれば、車両のナンバーを資産名称として登録しているものもあった。 塵芥車の購入価格は概ね10百万円前後であり、取得価額を見れば概ね塵芥車であることが判別できるものの、塵芥車の名称を付さずナンバーだけの登録であればどういった種類の車両かを一目で把握することができない。一方車両ナンバーは当該車両固有の識別番号であり、当該情報が記載されていることは有用である。</p> <p>また、さいたま市では、固定資産の資産名称は、備品台帳の品名を用いることになっており、備品台帳マニュアルでは、品名は、どのような物品かわかるようにできるだけ具体的な名称とするように記載されている。特に、塵芥車については、「塵芥車（大宮〇〇さ1234）」と例示もされている。</p> <p>以上を踏まえ、塵芥車及びその他の車両を固定資産台帳に登録するに際しては、車両の種類と車両ナンバーの両方を資産名称に記載することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 東清掃事務所		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和3年3月17日に記載内容の修正を行った。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P77	指摘	固定資産台帳の 記載内容について	<p>資産名称が、塵芥車等と資産の内容が明記されているものもあれば、車両のナンバーを資産名称として登録しているものもあった。</p> <p>塵芥車の購入価格は概ね10百万円前後であり、取得価額を見れば概ね塵芥車であることが判別できるものの、塵芥車の名称を付さずナンバーだけの登録であればどういった種類の車両かを一目で把握することができない。一方車両ナンバーは当該車両固有の識別番号であり、当該情報が記載されていることは有用である。</p> <p>また、さいたま市では、固定資産の資産名称は、備品台帳の品名を用いることになっており、備品台帳マニュアルでは、品名は、どのような物品かわかるようにできるだけ具体的な名称とするように記載されている。特に、塵芥車については、「塵芥車（大宮〇〇さ1234）」と例示もされている。</p> <p>以上を踏まえ、塵芥車及びその他の車両を固定資産台帳に登録するに際しては、車両の種類と車両ナンバーの両方を資産名称に記載することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 大崎清掃事務所		済 (令和3年9月)	指摘事項に基づき、令和3年3月17日に記載内容の修正を行った。
P79	意見	第4次計画の継続的見直しの必要性	<p>各種施策の推進により第3次計画の中間目標値を達成している状況である。今後も着実に各施策をより一層推進し、第4次目標も達成することが望まれるところである。一方、計画は策定した当時の現況や将来推計に基づき作成するものであり、広く社会的背景の変化に応じて随時見直すべきものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の影響は、経済環境の悪化を招く一方で、皮肉にもリモートワークや時差出勤などの折からの働き方改革の促進に寄与することで、徐々にニューノーマルが定着しつつある。このような状況下で、全国的、全世界的にごみの排出量等に大きな影響を及ぼすことが想定され、さいたま市においても当然にその影響を受けることとなる。今回の監査の過程で、市の清掃事務所や処理施設等において実地監査を行ったが各現場においても、ペットボトルなどの資源ごみの増加や粗大ごみの増加などを肌身で感じているとの話を聞くことができた。緩やかに日常が戻りつつあったが、令和3年1月には2度目の緊急事態宣言が発出されることとなり、市民の一層の行動変容が求められている状況にある。</p> <p>COVID-19の状況は予測不可能であり、現時点で計画を見直すことが困難であることは十分承知しているものの、第4次計画を策定した時点から、その前提が変化していることは明らかであることに留意し、今後の清掃事業環境の変化を注視し適時に計画に反映するよう努めることが望まれる。</p> <p>市では、見直すべき施策の洗い出しに着手しており、令和4年度の計画の中間見直しに反映する方向で検討しているとのことであるが、中間見直しのタイミングを待たずとも見直すべき項目の有無についても検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	令和4年度に予定する第4次一般廃棄物処理基本計画の見直しを見据え、令和3年度から「ごみ組成分析」などの基礎調査を実施している。今後、市民アンケート調査も実施する予定であり、社会情勢の変化を踏まえた個別施策を適宜見直すこととする。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P85	意見	各施策のKPIの 設定不足	<p>総論としては、全体的にKPIの設定が不足しているものと感じられた。市は、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」の基本目標を掲げ、「①資源循環型【社会経済システム】の確立」と、「②資源循環型【廃棄物処理システム】の確立」の2つを基本的方向性として、以下の3つの数値目標を掲げている。この3つの目標を達成するために各種施策を遂行するのであるが、各施策の何をどのように達成すれば、上記の3つの数値目標を達成できるかが、第4次計画において明らかとなっていない。</p> <p>この点、市の担当者の説明によれば、3つの目標値は第4次計画を作成した平成29年度における審議会での議論を基に設定し、第4次計画においてはパブリックコメントも踏まえて策定されており、毎年度施策の事業評価を行い、審議会への進捗状況の報告を行うとともに、市民・事業者へ公表することとしているが、確かに、各事業や各施策がどのくらい貢献しているのか、見える化することが難しく、どう目標値と施策をリンクさせて削減していくのが課題であるとの回答を得た。</p> <p>個々の施策は相互関連または相互補完の関係にあり、複数の施策の相乗効果により、第3次計画の中間目標を達成できた経緯があるが、個々の施策の効果が3つの目標にどのように影響を及ぼしているかの個別分析を具体的にを行うことが困難であり、全ての施策について数値目標を設定することが必ずしも効果的であるとは考えていないため、第4次計画においても、具体的な数値目標の設定を行っていない施策もあるとの見解に一定の理解を示すことはできるものの、個々の施策を遂行することで次の数値目標を達成できるかの合理的根拠に乏しい印象を受けた。</p> <p>それぞれの施策が目標値の達成に貢献していないと積極的に認められる懸念はないものの、限りある資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用するには、貢献度の高い施策に重点的に資源配分するなど、メリハリのある施策の遂行とそれによる目標値の達成を実現するために、極力個々の施策のKPIを設定することやその有効性を今一度検討することが望ましいと考える。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	令和3年度からKPIの再設定や廃棄物減量等の施策全体の見直しについて、廃棄物減量等推進審議会に諮ることとしており、令和4年度に第4次一般廃棄物処理基本計画の改定を行うこととする。

◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P87	意見	団体資源回収運動補助事業について	<p>資源ごみの回収は、市により毎週回収がなされており、すでに市が行政サービスとして実施している業務を、改めて市民団体に実施を促し、補助金まで交付することの意義については、改めて検討する余地があると考えられる。この点、当事業の目的は、当事業が地域コミュニティを通じたりサイクル活動により団体内におけるごみ減量への連帯感の醸成や環境学習の効果を期待するものであるとされている。</p> <p>しかしながら、団体によっては指定場所に資源物を出す指示に留まっていると見受けられ、結果的に団体の活動資金集めとなっている点是否めず、ごみの減量や環境学習にどの程度貢献しているか疑問が残る。</p> <p>PTAの在り方についても議論がなされているなど、子ども会やPTA、自治会活動に対する市民の参加意識が制度開始当初に比べ大きく変化しているとも考えられる。</p> <p>当該事業は、昔から多くの自治体で実施されている事業であり、地域コミュニティを通じたりサイクル活動の推進に一定の役割を果たしてきたものと考えられるが、当該事業継続にあたっては社会環境の変化や行政サービス重複の不効率も鑑み、補助金支出に対して求める期待の効果について十分検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課	○	済 (令和5年3月)	<p>意見について、第4次一般廃棄物処理基本計画の改定や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に対する新たな対応など、廃棄物減量等推進審議会において検討を進めてきた。</p> <p>令和5年3月の第4次一般廃棄物処理基本計画の改定により、当該事業を資源循環型【社会経済システム】の確立に向けた課題として位置付けた。本計画の施行に伴い、補助金支出に対して求める期待の効果について検討しながら当該事業を実施していくこととした。</p>
P87	意見	団体資源回収運動補助事業について	<p>補助金交付の対象となる資源物は、さいたま市団体資源回収運動補助金交付要綱第2条第2項において限定列挙されており、古紙類、繊維、空き缶、空きびん、金属類など資源物（専ら物）に限定されている。</p> <p>このため、市が資源ごみとして回収しているペットボトル・食品包装プラスチックは、リサイクル可能な資源であるにもかかわらず、その対象に含まれていない。これは、ペットボトル・食品包装プラスチックを回収する場合には、回収業者に収集運搬業の許可が必要となるため、資源物の対象外としたものとされている。</p> <p>しかし、資源の有効活用を図るという事業目的を鑑みると、ペットボトルや食品包装プラスチックを含む資源ごみにこそ補助金を交付することで、そのリサイクルを促進することが重要とも考えられる。</p> <p>また、市民意識調査によると食品包装プラスチックの資源物として処理される割合は56.5%と、びん・かんの91.3%、新聞・雑誌類等の68.1%を比べ低い割合になっている。当事業が地域コミュニティを通じたりサイクル活動により団体内におけるごみ減量への連帯感の醸成や環境学習の効果を期待することからも、食品包装プラスチックも含めたより多くの資源ごみのリサイクルを促進するための施策の検討が望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課	○	済 (令和5年3月)	<p>意見について、第4次一般廃棄物処理基本計画の改定や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に対する新たな対応など、廃棄物減量等推進審議会において検討を進めてきた。</p> <p>令和5年3月の第4次一般廃棄物処理基本計画の改定により、当該事業を資源循環型【社会経済システム】の確立に向けた課題として位置付けた。本計画の施行に伴い、リサイクルの促進について検討しながら当該事業を実施していくこととした。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P88	意見	衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）について	<p>ごみ排出ルールの遵守は自治会加入者にかかわらず求められることである一方で、助成金交付額の対象を自治会加入世帯に限定しており、理念と助成制度に矛盾が生じている。市においても、同様の問題意識を持っているものの、以下の点が阻害要因となり改善を図れていない状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会が把握した利用者数の把握方法の妥当性と市側の確認方法をどう確立するか。</li> <li>・利用者増加分の予算の確保</li> </ul> <p>一方予算確保の観点では、世帯当たりの交付金額180円は、合併前の制度を調整のうえ、時代ニーズを踏まえた用途を考慮して決定されているが、当該制度が制定された平成14年以降見直しが行われていない。ごみの排出方法や環境美化に関する意識が高まりつつある昨今の状況に照らしても、引き続き現状の金額とすることの合理性を改めて検討し、支給対象世帯の拡大との関連で、見直しの要否を検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和4年3月末までに、当制度の課題等を再整理し、令和4年度から自治会連合会など関係団体との協議・調整を継続的にを行い、改善に向け取り組んでいくこととする。
P89	意見	衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）について	<p>ごみ収集所（ステーション）方式の円滑な運営にあたっては、自治会に負うところが大きい。共働き世帯の増加や生活様式の変化、地域コミュニティへの参加等権利意識の多様化に伴い、自治会未加入やごみ当番を担当しないまたはできない世帯のごみ収集所を利用しない個別持ち込みが増えている事実が認められる。また、高齢者世帯等のためのふれあい収集の利用も増加してきている。</p> <p>今後も少子高齢化をはじめとした加速する社会の変化に対応した持続可能なごみ収集のあり方についても検討していく必要があると考える。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、社会情勢の変化や市民ニーズへの対応など今後のごみ収集のあり方については、令和3年度から廃棄物減量等推進審議会に諮ることとしており、ふれあい収集のあり方などを含め、加速する社会の変化に対応した施策を令和4年度に行う第4次一般廃棄物処理基本計画の改定に反映することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P94	意見	焼却炉の運転管理業務（東部環境センター、西部環境センター）	<p>現状及び過去において西部環境センターと東部環境センターの焼却炉の運転管理業務を直営で実施することを継続してきたことについて質問したところ、以下の回答を得た。</p> <p>廃棄物処理施設の特徴は、プラントメーカー独自の技術やノウハウが集中した高度に機械化された施設で、性状が多様で変化しやすい廃棄物を取り扱うため、経験の積重ねが重要といわれている。また、操作や維持管理について、高度な知識及び技能を要し、施設の性能維持のためプラントメーカーが主体で定期整備等が行われている。このような特徴がある施設を適切に維持管理するには、専門的知識及び技能を有する人材、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する人材の確保が重要と考えており、桜環境センター等の委託をしている施設においても、モニタリング業務を通じて人材の育成を図っていきたいと考えている。加えて、サマルエネルギーセンター運転開始後は、焼却炉の直営業務がなくなるため、サマルエネルギーセンター運転開始に合わせ、現在委託しているクリーンセンター大崎の焼却炉の運転管理業務を直営に戻すことにより、専門知識や技術の伝承を図る方針である。</p> <p>市の回答のとおり、発注者側である市として一定の知識や技術を持ち合わせ、受託者側と折衝できるような体制を維持すべき点は重要であるが、現状の西部環境センターと東部環境センターの2施設とも直営で実施することの必要性について十分に理解することはできなかった。また、将来に向けてクリーンセンター大崎を委託から直営に戻すことについて、サマルエネルギーセンター（DBOによる全面委託事業）の運転に際しては、西部環境センターと東部環境センターの人員の再配置問題が生じ、一定の人員をクリーンセンター大崎に再配置し、直営化した焼却炉の運転管理業務の任に当たる人員も見込まれるが、どの程度の直営の人材を確保すれば知識や技術の伝承が図れるのかについては、現時点では検討中とのことであった。</p> <p>ヒトの問題であるためコストの面だけで判断することはできないが、組織体制の変更はヒト、モノ、カネの三位一体で検討する必要がある、カネ（＝コスト）面での検討が不十分であると考えられる。</p> <p>サマルエネルギーセンター運転開始までの期間においても、必要な知識や技術が伝承できる体制に配慮しつつも、計画的に直営規模を見直しコスト削減にも努めるとともに、余剰となる人員の適材適所の配置についても再検討することが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和7年4月に施設統廃合後直営体制で運営するクリーンセンター大崎については、包括的民間業務委託を導入することにより業務の補完を図り、職員の勤務体制を見直し、休日勤務手当等のコスト削減を図ることとした。
P95	意見	破碎処理施設運転管理業務（クリーンセンター大崎）	<p>知識や技術の伝承の必要性とその範囲を十分に考慮の上で、計画的に直営規模を見直しコスト削減に努めるとともに、余剰となる人員の適材適所の配置についても再検討することが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和7年4月に施設統廃合後直営体制で運営するクリーンセンター大崎については、包括的民間業務委託を導入することにより業務の補完を図り、職員の勤務体制を見直し、休日勤務手当等のコスト削減を図ることとした。

◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P97	意見	一般可燃ごみ収集運搬業務（西清掃事務所、東清掃事務所、大崎清掃事務所）	<p>世帯当たりのコストを比較した結果、直営のコストは委託のコストの倍近くになる結果となった。この点、市の見解によると、清掃事務所は超高齢社会の進行や多様な行政ニーズへの対応が求められており、収集運搬業務に加え、ふれあい収集や災害時の初動対応、子供たちへの環境学習である「ごみスクール」の実施等の業務を担う必要があることから、130名から140名程度の直営職員を確保・維持していく必要があり、この割合が最低限度必要なラインである。直営と委託でのコスト比較についても、直営は、ふれあい収集や収集所管理、災害対応の初動対応など公共性の高い業務を多く担っており当該公共業務に係るコストも含まれることから、単純に委託に係るコストと比較することは難しい、との見解であった。</p> <p>市の見解には一定の理解を示すことができ、監査人自身も清掃事務所で実地監査を行った際には、市民からの苦情・要望は直営エリアか委託エリアかを問わず、清掃事務所に持ち込まれるケースも多々あり、委託先が行うごみ収集業務以外の様々な業務を行っていることは十分理解できるところであった。</p> <p>しかしながら、現在、3つの清掃事務所が存在し、それぞれ直営のエリアを担当しているが、災害等の有事対応のためであったり、ふれあい収集やごみスクールの業務を実施するうえで、3つの清掃事務所が塵芥収集車を数十台保有し直営収集エリアを維持することの必要性について十分な根拠を持って理解することができなかった。</p> <p>今後、令和3年度に東清掃事務所と大崎清掃事務所が統廃合し、2清掃事務所となった場合、直営収集エリア、委託収集エリアの再編が行われると思われるが、直営コストが委託コストの約2倍であることの実態を踏まえ、再編後においても直営2割委託8割を維持すべきか否かについて検討することが望まれる。また、直営業務を継続する場合でも、直営業務として実施している純然たる収集業務とそれ以外の業務のコスト構造を明らかにし、収集業務について直営と委託のコスト比較を行い、必要に応じて直営業務の生産性向上に努めることが望まれる。</p> <p>上記検討は、現時点から段階的に行うことが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	社会環境の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、令和7年3月までに直営職員が担うべき業務範囲を検証し、その意義を踏まえ様々な視点からのコスト比較を行うことで、効率的・効果的な行政サービスを提供することとする。

◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P98	意見	粗大ごみ受付センター業務（大崎清掃事務所、資源循環政策課）	<p>粗大ごみの収集受付は、多くの自治体でインターネットによる受付やコールセンター業務を委託するなどしている。この点、市に質問したところ以下の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在粗大ごみ受付センター業務の約25%は、ごみの出し方等の問い合わせや苦情対応となっており、粗大ごみ受付センターで説明後、必要に応じて区役所くらし応援室や管轄の清掃事務所に確認し対応するなど、直営ならではの丁寧かつ迅速な対応を図っている。（今後の方向性）</li> <li>・直営職員の経験を踏まえた受付センターのあり方について、課題の整理・検討を行っていききたい。</li> <li>・令和7年度には、環境センターの統廃合が計画されており、環境局内の組織・人員体制の再編が予定されている。その中で、粗大ごみ受付センター業務のあり方、時代ニーズにあった業務のあり方についても検討していききたい。</li> <li>・令和3年3月からインターネット申し込みを新たに開始。その状況を踏まえて、課題・問題点を洗い出し、研究していく。</li> </ul> <p>また、過去において、ごみ収集業務を直営2割委託8割を目安に委託化を推進してきたところであるが、粗大ごみ受付センターは、平成18年4月に与野清掃事務所内に設置され、その後、与野清掃事務所の廃止にともない、平成22年4月から大崎清掃事務所内に移転した経緯があるとの説明も受けた。</p> <p>市の回答のなかで、今後の方向性として、問い合わせ等非定型的内容に関しては従来どおり丁寧かつきめ細かい対応ができるよう直営体制を維持しつつも、市民の利便性の向上を図るため、令和3年3月よりインターネット受付を開始する方向で検討中とのことであり、当該方向性に関しては監査人も同意しうる内容である。今後の直営職員の適材適所の配置も検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	粗大ごみ受付センターは、定型的な粗大ごみ等の収集受付のほか、非定型的な問合せ等も多数寄せられており、利便性向上の観点から令和3年3月にインターネット受付を開始したところである。今後、その状況を踏まえた上で、丁寧かつきめ細やかな対応をするべく組織のあり方や直営職員の配置について検討を行うこととする。
P99	意見	計量業務の人員数について	<p>計量器は1台のため搬入車両への対応は1台ずつであり、料金の算定も自動で行われることから、1名で十分対応できる業務内容となっているものと認められた。この点、現金を取扱う業務であることや、トイレ休憩への対応から2名を配置しているとのことであるが、現金管理については、日々徴収額と釣銭の確認がなされており、計量所での横領のリスクは乏しく、トイレ休憩についても、2時間ごとのローテーションにすることなどにより対応は可能であり、2名を常駐させる必要性は乏しいと考えられることから、現状の人員配置が適正配置であるかを改めて検討することが望まれる。</p> <p>また、クリーンセンター大崎の計量所の構造上の問題は如何ともしがたいことを確認できたが、搬入車両が頻繁に往来するとはいえ、常時計量所外に人員を配置することの必要性については疑問が残るところである。運用でカバーできる余地がないかの検討を含めた人員の適正配置について同様に検討することが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	現在、施設の再編中であり、工事の進捗により施設毎に搬入制限を加えることによる不確定要素が多いことから、2名の配置としている。施設の再編後の令和7年4月以降については、意見に基づき、改めて適正な人員を検討することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P99	意見	計量業務の運営 方法について	計量業務は比較的単純な業務であり、マニュアルに即した定型な業務実施が可能であることから、委託に適した業務であると考えられる。一方で、市民との直接の接点となるため、市民からのクレームの対応などが求められることから、桜環境センター以外のセンターでは直営での運営を基本としている。この点について市の見解に一定の理解を示すことはできるものの、搬入物の種類が多いとの理由で西部環境センターのみ全面的に直営で実施していることには疑問が残る。桜環境センター及び、東部、大崎の土日・祝日は委託でも問題なく運用ができていることから、少なくとも土日・祝日を委託化することができないかは検討すべきと考える。 加えて、全面的な業務委託への移行の可能性についても検討の余地があると考えられる。検討に際しては、上述した、適正な人員配置についても併せて検討し、より効率的な業務運営に努めることが望まれる。	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、土曜日・祝日の委託化については、職員の勤務体制の見直しの観点から、令和4年度から実施する方向性とした。 また、全面的な業務委託への移行については、現状の業務量及び問題点を整理し、適正な人員配置を検討することとし、効率的な業務運営につなげていくこととした。
P100	意見	クリーンセンター大崎の分析 室の利用状況について	クリーンセンター大崎以外の各センターでは分析業務を直営で実施している状況であるが、クリーンセンター大崎では問題なく委託業務として運用されている状況である。他のセンターにおいても委託化の検討を行うことが望まれる。 また、直営で行う必要がある場合でも、直営として実施すべき業務の範囲について見直しの余地がないかは、適正な人員配置とより効率的な業務運営に努める観点で検討することが望まれる。	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和7年4月までに委託化の検討を含めた業務範囲の見直しを行い、それに伴う適正な人員を配置することとした。
P100	意見	クリーンセンター大崎の分析 室の利用状況について	未利用の分析機器等の物品については有効活用の余地がないかを検討すべきである。「現状の問題点（意見30）」の記載内容と相反するが、他のセンターでの活用の余地がないかの検討に加えて、下水道処理施設等広く市の部局での活用の可能性を模索し、その結果活用できない場合は不用品として売却するなどの処分を行う必要がある。	環境局 施設部 クリーンセンター大崎		済 (令和3年9月)	意見に基づき、有効活用の余地がないかを検討を行った結果、令和2年9月から他部所へ移管することとした。
P102	意見	リサイクル家具 展示販売事業の 必要性	展示品の販売による売上高が2百万円を切る水準で推移する一方で、それを上回るコストが発生している状況が推察される。この点、市の見解によれば、リサイクル家具展示販売会は、家具をそのままの状態の販売ではなく、清掃・補修により家具としての寿命を延ばした上で必要な市民に長く利用してもらうことで、市の重要な取組である3Rの推進の内「リユース」の象徴的取組と位置付けている。家庭で不要になった家具類について、リサイクル品で活用できるものは無料で回収し、必要な補修を行いリサイクル展示販売会で販売し、市民のリサイクル意識の向上やごみ減量につながる取組として実施してきたものである。令和2年度からは、本事業をより多くの市民に周知され活用できる環境として、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結している株式会社ジモティーのサイトに掲載し、「リユース」を効果的にPRし廃棄物の減量を一層推進するために継続して実施する施策であるとの回答であった。 「リユース」に関する市民の意識醸成の一環として市が主体的に実施する事業であるとの位置づけであるが、一方で、現在はリサイクル品の販売を主業とした民間事業者も数多く存在し一般消費者のニーズも高まっているところであり、民間事業者も「リユース」の意識醸成に大きな役割を担っている。このような環境下で、上述した売上とコストの観点を考慮しても、引き続き市の事業として取り組むべき事業であるかについて再検討することが望まれる。	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年8月に開催された「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」において、民間事業者の活用を含めた事業方法と方向性を諮り、令和3年度末をもって「リサイクル家具展示販売事業」を廃止する方向で検討している。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P103	意見	清掃車両購入計画の策定の必要性	<p>市では、公用車導入基本方針「登録から10年以上経過」または「総走行距離10万km以上」を基本として、各清掃事務所で毎年2台ずつ、低公害車（ハイブリッド車）への買い替えを行う方針としている。しかしながら、西清掃事務所は平成28年度以降毎年1～2台コンスタントに新車を購入しているものの、東清掃事務所では平成29年度に5年ぶりに2台購入し、大崎清掃事務所では平成25年度以降購入実績がないなど、車両の購入時期に偏りがある状況が見て取れる。</p> <p>この点、市の説明によれば、予算の制約もあり、使える車両は修繕をしながら長寿命化を図っているとのことである。</p> <p>塵芥収集車の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和四十年大蔵省令第十五号）によれば、積載量が2トン以下の小型塵芥車の場合耐用年数は3年、小型以外の塵芥車の耐用年数については4年となっている。塵芥収集車は、通常の車両にごみを圧縮するプレスプレートや回転板及びこれら进行操作する操作盤などの機械設備が搭載された特殊車両であり、通常の公用車よりも法定耐用年数は短くなっている。加えて、車両としての故障のみならず、これらの機械設備の故障によっても、塵芥収集車としては機能することができないため、長寿命化のための保守修繕も通常の公用車よりも発生の頻度、修繕に要する費用も高くなっている。</p> <p>ごみ収集業務は、欠かすことのできない住民サービスであり、安定的に遂行しなければならない事業の一つであり、計画的な車両の入れ替えが阻害されることにより一時に車両故障が生じ、ごみ収集が滞るリスクにさらされている。修繕をしながら長寿命化を図ることも一考ではあるが、修繕コストと定期的に購入することのコスト比較分析を行うとともに、安定的な住民サービスを提供できなくなるリスクなどを総合的に判断し、中長期的な車両の購入計画を設ける必要がある。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、中長期的な車両購入計画を令和3年4月に策定した。今後は、本計画に基づき、車両の更新を行うこととする。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P104	意見	清掃車両購入計画の策定の必要性	<p>各清掃事務所では、25台前後の塵芥収集車を保有しているが、実際に収集に出動する車両は15台前後である。10台を応援車両として保有することの必要性について質問を行ったところ、塵芥収集車の稼働台数は、15コースの最低車両台数の他、ごみの多い時期（夏、年末年始、年度の入替わり時期）や、週の始めの月曜日と火曜日は通常よりごみ量が多いため、日常的に応援車両を回している。また、法定点検や修繕の際には代車が必要となり、結果として稼働率は7～8割であり、応援車の台数としては適当と考えている。この応援車が無ければ日々の定曜収集に支障が生じるとのことであった。</p> <p>また、2t車を主に使用している事務所と3t車を主に使用している事務所と、車両のサイズが各事務所異なる点を質問したところ、旧大宮地区は狭い生活道路が多いため、塵芥車の通行が難しく、各事務所の収集地域の実情を踏まえた車両を使用しているとのことであった。</p> <p>車両の適正台数については、車両の修繕が多ければ多いほど応援車両が必要となる可能性もあり、現状の問題点（意見33）に記載したとおり、計画的な車両の購入を行うことで、適正な応援車両の台数も把握可能になるのではないかと思量する。また、各清掃事務所がそれぞれ10台前後の応援車両を保有する必要があるのか、各事務所間で融通し合うことにより、より少ない台数でも支障がないのかを検討する余地はあるものとする。これらを検討するに際しては、過去の修繕記録（修繕箇所、修繕期間）、各車両の法定点検記録（法定点検の期間）等を考慮するとともに、委託業者の保有台数と稼働率も参考にすることが考えられる。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、中長期的な車両購入計画を令和3年4月に策定した。今後は、本計画に基づき、車両の更新を行うこととする。 応援車両台数については、今後も人口増加が続くことから、逐次状況を確認し、適正台数を検討することとする。
P105	意見	不適物廃棄の検査体制について	<p>ごみ検くんを用いた検査は、検査人員の確保、検査スペースの問題から、通常のごみ収集日の実施が困難であり、検査の実施日が推定可能となっている。また、検査を実施した場合にも、なりすまし事業者などのネットワークを通じ、検査の実施状況が漏れ伝わってしまうため、検査の実効性に課題がある。この点、市では来年度より関連部署の所管業務において検査等の防止策を講じ、組織全体としての体制を再構築することとしている。不適正ごみの排出・搬入を防止し、ごみ処理施設を安定運営する観点からも有効で実効性のある検査体制の構築が望まれる。</p> <p>また、ごみ検くんはリース契約により使用しているものだが、本年度に入り、COVID-19の影響もあり、月に1日程度と有効活用されているとは言えない状況にある。適正な人員配置や、運営上の創意工夫により、機器の有効活用を図るとともに、経済的かつ実効性のある検査実施体制の構築を検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課		済 (令和3年9月)	廃棄物の搬入検査は、令和4年3月末までに抜本的な見直しを行い、定期検査・臨時検査により対応することとし、併せて収集事業者及び排出事業者への指導等を強化することにより、不適切処理の減少を図ることとする。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P105	意見	不適物廃棄の検査体制について	<p>ごみ検くんを用いた検査は、検査人員の確保、検査スペースの問題から、通常のごみ収集日の実施が困難であり、検査の実施日が推定可能となっている。また、検査を実施した場合にも、なりすまし事業者などのネットワークを通じ、検査の実施状況が漏れ伝わってしまうため、検査の実効性に課題がある。この点、市では来年度より関連部署の所管業務において検査等の防止策を講じ、組織全体としての体制を再構築することとしている。不適正ごみの排出・搬入を防止し、ごみ処理施設を安定運営する観点からも有効で実効性のある検査体制の構築が望まれる。</p> <p>また、ごみ検くんはリース契約により使用しているものだが、本年度に入り、COVID-19の影響もあり、月に1日程度と有効活用されているとは言えない状況にある。適正な人員配置や、運営上の創意工夫により、機器の有効活用を図るとともに、経済的かつ実効性のある検査実施体制の構築を検討することが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	<p>廃棄物の搬入検査は、令和3年4月に抜本的な見直しを行い、定期検査・臨時検査により対応することとし、併せて収集事業者及び排出事業者への指導等を強化することにより、不適切処理の減少を図ることとした。</p>
P109	意見	直営で実施しているし尿処理施設の運転管理業務	<p>大宮南部浄化センターは平成13年度に、クリーンセンター西堀は平成12年度に稼働を開始しており、約20年の歳月が経過している。下水道の普及により、し尿処理施設での年々の収集量・処理量が減少していく中で、2つの施設を稼働することにより、コストを毎期負担し続けていることの合理性等を市が検討した結果、上述したとおり、令和6年度末でクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度から大宮南部浄化センター1施設とすることとしている。この判断は合理的であり市民感覚にもマッチする決定であると思料する。</p> <p>一方で、し尿処理施設の運転管理業務を現在まで直営で実施し続けており、過去に委託化を具体的に検討した経緯はないとのことであった。一般論になるが、市が直営で実施するよりも、「公権力の行使」などに関わる事務事業を除く事務事業に関しては、民間の知見を活かした委託化のほうが経済性や効率性の観点でより良い結果を得られる可能性があり、基本的に委託化が可能な領域については、直営から委託化が推進されている。</p> <p>市が施設の運転管理業務に関する知見を有し、後世に伝承していくことの必要性については、ごみ処理に関連する業務同様、災害等の有事に機動的に対応できる体制を市として維持する必要がある点にあり、一定の理解を示すことができるものの、令和元年度の現況において、2つの施設とも直営方式であることの必要性については明確な回答が得られなかった。令和7年度以降は1施設体制となるが、市の現在の見解では直営体制が取られる可能性が高いとのことである。直営を維持することの必要性、直営を維持する場合でも規模の適正性については再検討が望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	<p>災害等の有事の際に機動的に対応できる体制を整える必要があることから、施設のトータル管理ができる技術職員を育成する必要があるため、直営を維持する必要があると考えている。</p> <p>また、施設再編時の令和7年4月までに、意見に基づき、施設規模に応じた適正な人員配置を検討することとした。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P110	意見	し尿等の下水処理施設への投入	<p>し尿は、下水道が普及している世帯では、下水道管を通じて、下水処理施設に流入され処理が行われる。汲み取り世帯では、バキュームカー等で収集され、し尿処理施設で処理が行われる。下水道は市の建設局下水道部が、汲み取りは環境局の所管事業として行われている。</p> <p>しかしながら、市民感覚では、同じし尿の処理を行うのに、方や下水処理施設で、方やし尿処理施設でというように施設への収集方法が異なるだけで、異なる施設を所有する必要があるのかという疑問と、市内の93%程度まで普及している下水処理施設での処理に一本化が可能なのではないかとの疑問が生じる。</p> <p>この点、し尿処理施設では、し尿のみならず浄化槽汚泥の処理も行っており、汚物の処理過程が異なることから、一本化することは不可能ではないにしろ、多額の設備投資が必要になるため現実的には困難であるとのことであった。一方、過去には、具体的な検討には至らなかったものの、岩槻市合併時に処理可能能力を検討した時点で、下水処理施設の活用も選択肢に入れる話も出ており、まったく現実感のない話ではないとの回答を得た。</p> <p>令和7年度より大宮南部浄化センターに処理施設が一本化され、現在の処理能力がそのまま維持された場合は、年間のさいたま市全体の収集量を処理するには十分な処理能力を有しているとのことであるが、有事対応のための処理能力を確保する観点で十分と言えるか否か、また、その場合の下水処理施設への直投入ができるか否かについてもあらためて検討を進めることが望まれる。</p>	環境局 施設部 環境施設管理課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、有事の際には、下水処理センター及び埼玉県清掃行政研究協議会を通じた広域連携での処理とすることとした。
P120	意見	ごみ処理料の見直し	<p>令和2年7月よりプラスチック製買物袋の有料化が始まり、導入の効果の測定は今後の動向に委ねられているものの、国民のごみ削減に対する意識が高まっている現状において、さいたま市では、一部ごみの有料化を行っているが、現行の有料化の水準が財政的な面で十分であるか、あるいは住民に対して公平な料金設定となっているかを再検討する余地があるものと思料する。さいたま市においても有料化の水準の見直しの要否を検討することが望まれる。</p> <p>なお、見直しの方向性としては、環境省の公表する「一般廃棄物処理有料化の手引き」（以下「手引き」という。）を参考にすべきであるが、さいたま市の現況に照らし、以下の方向性が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市指定ごみ袋又はごみ袋添付シールの有料化</li> <li>・搬入家庭ごみの有料化（現在は100kg以上が有料となっている）</li> <li>・現行料金の改訂（値上げ、あるいは可燃ごみ・不燃ごみと資源ごみで手数料に格差を設ける等）</li> </ul> <p>また、手引きによれば、手数料の徴収方法には、家庭系一般廃棄物の場合、手数料を上乗せした市町村の指定ごみ袋又はごみ袋に添付するシールの販売などが標準的である。一方、事業系一般廃棄物の場合は、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が標準的であるとされている。また、一般廃棄物会計基準により算定したごみ処理経費に基づいて手数料の料金水準を決定している事例もあるため参考にされたい。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	<p>ごみ処理料は、社会情勢の変化や一般廃棄物会計基準（環境省基準）に基づく「ごみ処理経費」の応分の負担など、様々な視点から検討すべきものと考えていることから、令和3年度から廃棄物減量等推進審議会に諮ることとする。</p> <p>また、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されるなどリサイクル分野での大きな変革もあることから、国の動向を注視していく。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P121	意見	ごみ処理料の見直し	現在、市では中長期的なごみ処理事業に係る財政状況を把握している状況にはないが、上記有料化水準の見直しの要否を検討するに際しては、また、見直しが必要な場合の市民への説明責任を果たすためには、将来の財政状況を把握することが不可欠である。 財政状況の把握に際しては、「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づくごみの削減計画と整合する形でごみ処理経費の将来推計を行う必要があると考える。	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、ごみ処理経費は、将来人口推計及び廃棄物減量施策全般の推進並びに施設運営費等の状況を踏まえ、概ね5年毎に一般廃棄物会計基準（環境省基準）に基づき将来推計を行うこととする。
P122	意見	まとめ	今回の監査の過程で、契約事務、物品等管理事務、また、組織の在り方等について、合併前の旧市時代からの管理手法や組織体制を踏襲しており、それぞれが異なる管理手法や組織体制等を踏襲している事案が散見された。 市町村合併は、少子高齢化社会を見据えて、税収が減少傾向をたどることが想定される中で、組織の統廃合や人員の適正再配置を通じて効率化を図ることで自治体の財政基盤を強化し、より良い行政サービスを提供できるようにすることを目的に行われるものであると考えられるが、平成13年に合併して既に19年が経過している状況でも、依然としてさいたま市の清掃事業に関して統一した考え方に基づく行政運営が十分に行われていない点が見受けられた。 特に、組織体制（直営業務と委託業務）の在り方については、顕著に感じられるところであった。	環境局 環境共生部 環境創造政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和7年度の組織再編に向けて、段階的に管理手法や組織体制について、見直すこととした。
P122	意見	まとめ	さいたま市では令和7年にごみの中間処理施設である西部環境センターと東部環境センターを統合しサマルエネルギーセンターを新設すること、令和3年度に東清掃事務所と大崎清掃事務所を統合すること、令和6年度にし尿処理施設であるクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度より大宮南部浄化センターに一本化することとしている。 今回の監査の過程で、監査人として上述してきたとおりの様々な意見を申し述べたが、市の回答の多くは上記組織再編に合わせて検討するというものであった。確かに、これらの組織再編時期を目標に直営や委託の在り方や人員配置の在り方を見直すかを検討することについて異論があるものではないが、一朝一夕にまた、特定の年度にまとめて変更することは現実的とは言えない。 現時点から、計画的にかつ可能な限り段階的に見直しを行うことで、新施設等の稼働開始がスムーズに行われるよう十分配慮することが不可欠である。	環境局 環境共生部 環境創造政策課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和7年度の組織再編に向けて、段階的に委託の範囲や適正な人員配置となるよう計画的に見直すこととした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P122	意見	勤怠管理簿のシステム化・ペーパーレス化	<p>「特殊勤務実績簿」を手作業で集計している理由を聴取したところ、職員全員にパソコンを支給しているわけではないため紙による管理をせざるを得ない一方、手作業による集計作業結果は、部署内で再確認のうえ承認の手続きをとっているが、集計作業自体に時間を要しているとの回答を得た。また、総務局人事部人事課からは、執務時間を超えて業務を行う場合は「時間外・休日・夜間勤務命令書」により、上長から業務命令を受けるが、上長による日次の書面押印を前提としているため、全庁的に紙による日次の管理と月次の手作業による集計作業を行っているとの回答も得た。</p> <p>現状の紙による記録管理は承認状況が都度判別しやすい面もあるが、手作業による集計・確認を行った上で、再度別システムに入力するといった業務は効率的とはいえない状況にある。また、月次で行う複数の手当てに対応する多数データの手作業による集計・確認自体に多数の時間を要する点も不効率な状況にある。</p> <p>さらに手作業による集計結果は1カ月ごとにシステムに合計値が入力され所管する人事課に報告される体制となっているが、人事課は月次のモニタリングにとどまり、タイムリーなモニタリングができていないとはいえない状況といえる。加えて、全庁職員数の紙面が毎月利用されることになるが、市全体としてごみ削減を課題とする中、市自身としても削減に積極的に取り組むべきであり、システムによる労務管理・記録によるペーパーレス化の推進は大きく期待されることである。</p> <p>この点、人事課にシステム導入計画の有無を質問したところ、時間集計の労力、集計誤りのリスクについては、理解をしているため、令和5年10月の稼働を目指し労務管理も行える庶務システムの導入を検討中との回答を得た。</p> <p>市全体では多数の業務を担い且つ出先機関も多数ある中では、全庁的な勤怠労務管理システムの構築には困難な面も伴うであろうが、システム導入を、よりスピード感を持ち積極的に推進することが望まれる。</p>	総務局 人事部 人事課		済 (令和3年9月)	庶務事務システムの令和5年10月稼働に向けた構築作業をすでに開始しており、引き続き、受託業者とスピード感を持ち作業を進めていく。
P125	意見	特殊勤務手当について	<p>清掃事業に関連する特殊勤務手当は6種類あるが、関東地方の他政令市と以下に比較した。</p> <p>各市によって業務内容も異なるため、また、各市の情報の公表の方針が必ずしも統一されているとは限らないため単純比較はできないものの、さいたま市環境局に係る特殊勤務手当は関東他政令市に比べ種類は多く、また金額も比較的多額に設定されている状況にある。</p> <p>さいたま市では総務省による地方公務員給与実態調査の結果を踏まえ、毎期見直しているが、上記他市の取組状況も見ながら、現在の特殊勤務手当について妥当性を継続的に確認することが望まれる。</p>	総務局 人事部 職員課		済 (令和3年9月)	令和3年8月までに総務省による地方公務員給与実態調査の結果や本市の運用状況、他団体の状況等を踏まえ、見直しの必要性について検討し、現時点では見直しの必要がないと判断したが、引き続き、他団体の状況等を注視しながら、特殊勤務手当の妥当性を継続的に確認することとした。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P127	指摘	社会福祉協議会を通じた行政財産の貸付・使用許可	<p>実地監査の過程で協議会に施設の一角の使用許可を行っているものの、実際には自販機が設置されている状況であることを現場視察により確認した。この点を担当課に質問したところ、取引スキームは以下のとおりとなっており、福祉事業へ収益を充当しているものに限って公募の対象外としているとの回答を得た。</p> <p>本来であれば市が直接自販機ベンダーに対し貸付を行い使用料を徴収し、協議会に対する財政的援助が必要であるならば、別途その必要性を十分に検討したうえで補助金等を支出すべきである。協議会への財政的援助の側面での経済的実質は異なるものではないが、本来的な事務手続きを排除している点で問題があるといえる。</p> <p>今回の監査では、環境局所管の案件が対象となっているが、全庁的に同様のスキームで財政的援助団体等に無償使用許可を行っているケースの有無を確認し、必要な改善措置を行うことが望まれる。</p>	財政局 財政部 資産経営課		済 (令和3年9月)	<p>公簿による自動販売機の設置を進めるための「公募による公有財産の自動販売機設置場所の貸付要綱」の制定に先立ち、平成22年4月時点における設置状況を調査したところ、各種の母子寡婦福祉団体や障害者団体など福祉事業に関わる団体が、収益を福祉事業に充当することを目的として、現に多数の自動販売機を設置していたことから、その全てを公募の対象に切り換えた場合に団体の収支に与える影響を考慮し、現に設置している自動販売機で、これらの団体が設置したもの（当該自動販売機の収益を福祉事業へ充当しているものに限る。）については、公募の対象外とすることができる取扱いを定めている（同要綱第2条）。</p> <p>このことから、指摘事項については、措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。</p>
P127	意見	建物と一体管理の備品の管理方法	<p>西部環境センター及びクリーンセンター大崎では、建物と一体となって機能を発揮する附属設備だけでなく、一部の移動が容易な物品についても建物附属設備として管理されている。これは、建物建設時に建築物と同予算内で一括購入した物品を含む設備について、まとめて建物附属設備として管理・処理していることにより生じている状況である。</p> <p>しかし、移動が容易な物品は明らかに建物附属設備には該当せず、動産に合った定期的な現状調査を含む管理が必要である。また、さいたま市物品会計規則においても、原則として備品には備品票を張り付け、これを管理することが求められている。資産登録により管理方法や会計上の処理も異なるため、資産取得時には、その取得方法にかかわらず対象物の性質に合った財産管理・会計処理となるよう、登録方法を慎重に検討することが必要である。また、資産登録時に疑念が生じた際は本庁と協議し、全庁的に資産登録方法を統一することが望まれる。</p> <p>また、上記のような備品登録漏れや、設置・保管場所の不備等の検出にもつながるため、年に一度の備品現状確認においては、備品台帳に掲載されている備品の現状確認のみではなく、各保管場所に現存の備品が網羅的に備品登録されているかの確認を併せて実施することも必要である。</p>	財政局 財政部 資産経営課		済 (令和4年3月)	<p>令和3年11月に、公有財産台帳等の帳簿整備に関する「公有財産台帳・固定資産台帳入力マニュアル」を一部改訂し、建物附属設備と備品（物品）の違いに関する一般的な考え方を記載した。併せて、新たに作成した参考資料「公有財産台帳と固定資産台帳」において、監査における指摘事項を踏まえた注意喚起を行った（S-netライブラリに掲載し、全庁に通知）。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>西部環境センター及びクリーンセンター大崎では、建物と一体となって機能を発揮する附属設備だけでなく、一部の移動が容易な物品についても建物附属設備として管理されている。これは、建物建設時に建築物と同予算内で一括購入した物品を含む設備について、まとめて建物附属設備として管理・処理していることにより生じている状況である。</p> <p>しかし、移動が容易な物品は明らかに建物付属設備には該当せず、動産に合った定期的な現状調査を含む管理が必要である。また、さいたま市物品会計規則においても、原則として備品には備品票を張り付け、これを管理することが求められている。資産登録により管理方法や会計上の処理も異なるため、資産取得時には、その取得方法にかかわらず対象物の性質に合った財産管理・会計処理となるよう、登録方法を慎重に検討することが必要である。また、資産登録時に疑念が生じた際は本庁と協議し、全庁的に資産登録方法を統一することが望まれる。</p> <p>また、上記のような備品登録漏れや、設置・保管場所の不備等の検出にもつながるため、年に一度の備品現状確認においては、備品台帳に掲載されている備品の現状確認のみではなく、各保管場所に現存の備品が網羅的に備品登録されているかの確認を併せて実施することも必要である。</p>	環境局 施設部 西部環境セ ンター		済 (令和4年3月)	<p>意見に基づき、令和2年度から、年に一度の備品現状確認において、備品台帳に掲載された備品の確認だけでなく、登録漏れの備品が存在しないかの確認を徹底することとした。</p> <p>なお、資産取得時の登録方法については、令和3年11月に改訂された「公有財産・固定資産台帳入力マニュアル」に基づき、登録した。</p>
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>西部環境センター及びクリーンセンター大崎では、建物と一体となって機能を発揮する附属設備だけでなく、一部の移動が容易な物品についても建物附属設備として管理されている。これは、建物建設時に建築物と同予算内で一括購入した物品を含む設備について、まとめて建物附属設備として管理・処理していることにより生じている状況である。</p> <p>しかし、移動が容易な物品は明らかに建物付属設備には該当せず、動産に合った定期的な現状調査を含む管理が必要である。また、さいたま市物品会計規則においても、原則として備品には備品票を張り付け、これを管理することが求められている。資産登録により管理方法や会計上の処理も異なるため、資産取得時には、その取得方法にかかわらず対象物の性質に合った財産管理・会計処理となるよう、登録方法を慎重に検討することが必要である。また、資産登録時に疑念が生じた際は本庁と協議し、全庁的に資産登録方法を統一することが望まれる。</p> <p>また、上記のような備品登録漏れや、設置・保管場所の不備等の検出にもつながるため、年に一度の備品現状確認においては、備品台帳に掲載されている備品の現状確認のみではなく、各保管場所に現存の備品が網羅的に備品登録されているかの確認を併せて実施することも必要である。</p>	環境局 施設部 クリーンセ ンター大崎		済 (令和4年3月)	<p>意見に基づき、令和2年度から、年に一度の備品現状確認において、備品台帳に掲載された備品の確認だけでなく、登録漏れの備品が存在しないかの確認を徹底することとした。</p> <p>なお、資産取得時の登録方法については、令和3年11月に改訂された「公有財産・固定資産台帳入力マニュアル」に基づき、登録した。</p>

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>西部環境センター及びクリーンセンター大崎では、建物と一体となって機能を発揮する附属設備だけでなく、一部の移動が容易な物品についても建物附属設備として管理されている。これは、建物建設時に建築物と同予算内で一括購入した物品を含む設備について、まとめて建物附属設備として管理・処理していることにより生じている状況である。</p> <p>しかし、移動が容易な物品は明らかに建物附属設備には該当せず、動産に合った定期的な現状調査を含む管理が必要である。また、さいたま市物品会計規則においても、原則として備品には備品票を張り付け、これを管理することが求められている。資産登録により管理方法や会計上の処理も異なるため、資産取得時には、その取得方法にかかわらず対象物の性質に合った財産管理・会計処理となるよう、登録方法を慎重に検討することが必要である。また、資産登録時に疑念が生じた際は本庁と協議し、全庁的に資産登録方法を統一することが望まれる。</p> <p>また、上記のような備品登録漏れや、設置・保管場所の不備等の検出にもつながるため、年に一度の備品現状確認においては、備品台帳に掲載されている備品の現状確認のみではなく、各保管場所に現存の備品が網羅的に備品登録されているかの確認を併せて実施することも必要である。</p>	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年3月5日に備品現状調査の実施を全庁に通知した。 また、令和3年5月28日に物品管理の徹底について全庁に通知し、注意喚起を行った。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>東部環境センターにおいて、東部リサイクルセンターとの統合の際に移管された下記2つの機械設備については、他の機械設備と同様に建物に据え付けられているにもかかわらず、備品（重要備品）として管理している。建物へ据え付けられている機械設備であるにもかかわらず、東部リサイクルセンターから移管を受けた設備についてのみ備品として管理しており、その取り扱いが異なっている。これは東部リサイクルセンターで備品（重要備品）として管理されていたものを、東部環境センターへの移管時に財産管理上もそのまま引き継いだことにより生じたものとのことである。</p> <p>「現状の問題点（意見44）」に記載のとおり、容易に移動可能な物品については物品として登録し管理を行うべきであるが、建物に据え付けられており容易に移動することができないようなものについてまでも物品として管理する必要があるかについては、改めて検討することが望まれる。</p> <p>なお、平成27年度より制度導入が行われている新地方公会計における固定資産台帳では、過去の工事契約等の建設記録から固定資産の取得価額を算定しているが、経過措置により簡便的に工事契約内容を建物、建物附属設備、工作物、機械設備、物品等に区分することなく建物勘定で一括して登録することが容認されている。一方、物品については、備品台帳に登録されている物品のうち、1品の取得価格が100万円以上のものを固定資産台帳に登録している。</p> <p>したがって、上記2件のように建物に組み込まれている機械設備を重要物品として登録することにより、固定資産台帳上は建物として登録されるとともに物品としても登録され二重に固定資産台帳に登録される懸念もある。その点からも、今回の実地監査において、建物に据え付けられた設備等で物品管理されているものは、東部リサイクルセンターに限定された上記2件であったが、全庁的に同様の管理方法を用いているケースの有無を確認し検討の対象とすることが望まれる。</p>	財政局 財政部 資産経営課		済 (令和4年3月)	令和3年11月に、公有財産台帳等の帳簿整備に関する「公有財産台帳・固定資産台帳入力マニュアル」を一部改訂し、建物附属設備と備品（物品）の違いに関する一般的な考え方を記載した。併せて、新たに作成した参考資料「公有財産台帳と固定資産台帳」において、監査における指摘事項を踏まえた注意喚起を行った（S-netライブラリに掲載し、全庁に通知）。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

(令和5年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>東部環境センターにおいて、東部リサイクルセンターとの統合の際に移管された下記2つの機械設備については、他の機械設備と同様に建物に据え付けられているにもかかわらず、備品（重要備品）として管理している。建物へ据え付けられている機械設備であるにもかかわらず、東部リサイクルセンターから移管を受けた設備についてのみ備品として管理しており、その取り扱いが異なっている。これは東部リサイクルセンターで備品（重要備品）として管理されていたものを、東部環境センターへの移管時に財産管理上もそのまま引き継いだことにより生じたものとのことである。</p> <p>「現状の問題点（意見44）」に記載のとおり、容易に移動可能な物品については物品として登録し管理を行うべきであるが、建物に据え付けられており容易に移動することができないようなものについてまでも物品として管理する必要があるかについては、改めて検討することが望まれる。</p> <p>なお、平成27年度より制度導入が行われている新地方公会計における固定資産台帳では、過去の工事契約等の建設記録から固定資産の取得価額を算定しているが、経過措置により簡便的に工事契約内容を建物、建物附属設備、工作物、機械設備、物品等に区分することなく建物勘定で一括して登録することが容認されている。一方、物品については、備品台帳に登録されている物品のうち、1品の取得価格が100万円以上のものを固定資産台帳に登録している。</p> <p>したがって、上記2件のように建物に組み込まれている機械設備を重要物品として登録することにより、固定資産台帳上は建物として登録されるとともに物品としても登録され二重に固定資産台帳に登録される懸念もある。その点からも、今回の実地監査において、建物に据え付けられた設備等で物品管理されているものは、東部リサイクルセンターに限定された上記2件であったが、全庁的に同様の管理方法を用いているケースの有無を確認し検討の対象とすることが望まれる。</p>	環境局 施設部 東部環境セ ンター		済 (令和4年3月)	意見に基づき、令和2年度から、年に一度の備品現状確認において、備品台帳に掲載された備品の確認だけでなく、登録漏れの備品が存在しないかの確認を徹底することとした。 なお、資産取得時の登録方法については、令和3年11月に改訂された「公有財産・固定資産台帳入力マニュアル」に基づき、登録した。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P129	意見	建物と一体管理 の備品の管理方 法	<p>東部環境センターにおいて、東部リサイクルセンターとの統合の際に移管された下記2つの機械設備については、他の機械設備と同様に建物に据え付けられているにもかかわらず、備品（重要備品）として管理している。建物へ据え付けられている機械設備であるにもかかわらず、東部リサイクルセンターから移管を受けた設備についてのみ備品として管理しており、その取り扱いが異なっている。これは東部リサイクルセンターで備品（重要備品）として管理されていたものを、東部環境センターへの移管時に財産管理上もそのまま引き継いだことにより生じたものとのことである。</p> <p>「現状の問題点（意見44）」に記載のとおり、容易に移動可能な物品については物品として登録し管理を行うべきであるが、建物に据え付けられており容易に移動することができないようなものについてまでも物品として管理する必要があるかについては、改めて検討することが望まれる。</p> <p>なお、平成27年度より制度導入が行われている新地方公会計における固定資産台帳では、過去の工事契約等の建設記録から固定資産の取得価額を算定しているが、経過措置により簡便的に工事契約内容を建物、建物附属設備、工作物、機械設備、物品等に区分することなく建物勘定で一括して登録することが容認されている。一方、物品については、備品台帳に登録されている物品のうち、1品の取得価格が100万円以上のものを固定資産台帳に登録している。</p> <p>したがって、上記2件のように建物に組み込まれている機械設備を重要物品として登録することにより、固定資産台帳上は建物として登録されるとともに物品としても登録され二重に固定資産台帳に登録される懸念もある。その点からも、今回の実地監査において、建物に据え付けられた設備等で物品管理されているものは、東部リサイクルセンターに限定された上記2件であったが、全庁的に同様の管理方法を用いているケースの有無を確認し検討の対象とすることが望まれる。</p>	出納室 出納課		済 (令和3年9月)	意見に基づき、令和3年3月5日に備品現状調査の実施を全庁に通知した。 また、令和3年5月28日に物品管理の徹底について全庁に通知し、注意喚起を行った。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P130	意見	路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て対策について	<p>12駅周辺で指定した環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域内には、16か所の指定喫煙場所を設置している。設置した当初、環境美化の推進の観点から指定喫煙場所は、大型の灰皿を置き、植栽やプランターでその周囲を囲っただけのものであった。他の歩行者との接触による火傷や、吸い殻の不始末による火災の危険、また、路上喫煙はポイ捨てに繋がり、街の美観を損ねるといった環境美化の観点から対策をしたものだった。しかしながら、近年の健康意識の高まりから、たばこの煙対策として、周囲を高さ2メートル以上のパーティションで囲ったものに、順次改修している。特に、令和2年4月1日からは改正健康増進法が全面施行され、事務所、飲食店等の多くの人を利用する施設について原則屋内禁煙が始まり、路上等の敷地外での喫煙者が多くみられるといった意見や、指定喫煙場所で喫煙していても漏れてくる煙や臭いに対して対策をとってほしいといった苦情が多いとの説明を受けた。</p> <p>実際に件数を精査したところ、苦情件数は年々増加傾向にあり、その内、たばこの煙に関する苦情は、令和2年度（10月6日時点）においては、8割を超える件数を占めていることが判明した。</p> <p>法律により屋内禁煙が徹底されれば、喫煙者が路上等の敷地外に流れることは理解できる。一方、市民が求めているものは、たばこのポイ捨て対策以上に、たばこの煙や臭いからくる健康被害、受動喫煙への対策であり、環境美化の視点からの路上喫煙対策で市民の理解を十分に得られるかは疑問である。現状は市民感情と大きな乖離があると考えられる。</p> <p>今後は、健康被害や受動喫煙対策を行う部署と局横断的に連携を図ることは勿論、路上喫煙に限らず、さいたま市全体の喫煙に関する健康被害対策の方針を検討することが望まれる。</p>	保健福祉局 保健部 健康増進課		済 (令和3年9月)	健康増進法では受動喫煙を防止するため配慮義務が規定されている。受動喫煙対策としては、喫煙をする者や喫煙場所を設置する者が法の趣旨を理解することが重要であるため、健康増進法が改正された平成30年度から、啓発を強化している。今後も関係部局と局横断的に連携し、様々な方法により効果的な啓発を実施することとしている。

## ◆令和2年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：清掃事業に関する事務の執行について

（令和5年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P130	意見	路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て対策について	<p>12駅周辺で指定した環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域内には、16か所の指定喫煙場所を設置している。設置した当初、環境美化の推進の観点から指定喫煙場所は、大型の灰皿を置き、植栽やプランターでその周囲を囲っただけのものであった。他の歩行者との接触による火傷や、吸い殻の不始末による火災の危険、また、路上喫煙はポイ捨てに繋がり、街の美観を損ねるといった環境美化の観点から対策をしたものだった。しかしながら、近年の健康意識の高まりから、たばこの煙対策として、周囲を高さ2メートル以上のパーティションで囲ったものに、順次改修している。特に、令和2年4月1日からは改正健康増進法が全面施行され、事務所、飲食店等の多くの人が利用する施設について原則屋内禁煙が始まり、路上等の敷地外での喫煙者が多くみられるといった意見や、指定喫煙場所で喫煙していても漏れてくる煙や臭いに対して対策をとってほしいといった苦情が多いとの説明を受けた。</p> <p>実際に件数を精査したところ、苦情件数は年々増加傾向にあり、その内、たばこの煙に関する苦情は、令和2年度（10月6日時点）においては、8割を超える件数を占めていることが判明した。</p> <p>法律により屋内禁煙が徹底されれば、喫煙者が路上等の敷地外に流れることは理解できる。一方、市民が求めているものは、たばこのポイ捨て対策以上に、たばこの煙や臭いからくる健康被害、受動喫煙への対策であり、環境美化の視点からの路上喫煙対策で市民の理解を十分に得られるかは疑問である。現状は市民感情と大きな乖離があると考えられる。</p> <p>今後は、健康被害や受動喫煙対策を行う部署と局横断的に連携を図ることは勿論、路上喫煙に限らず、さいたま市全体の喫煙に関する健康被害対策の方針を検討することが望まれる。</p>	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課		済 (令和3年9月)	令和2年度の健康増進法の改正を踏まえ、健康被害及び受動喫煙対策を行う部署と連携し、市民からの問い合わせに対応しているが、引き続き、関係各課と局横断的に連携するとともに、令和3年度は、指定喫煙場所での健康留意を促す啓発を行うなど対応していくこととする。